

諮詢番号：令和3年度諮詢第4号

答申番号：令和3年度答申第9号

## 答申書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである、との審査庁の意見は妥当である。

### 第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、別紙物件目録1から13まで記載の土地及び建物を所有している。
- 2 処分庁は、審査請求人が別表1の市税の区分の欄に掲げる区分に応じ賦課された税額の欄に掲げる金額を同表の納期限の欄に掲げる日までに完納しなかつたため、同表の督促状発送日の欄に掲げる日付で審査請求人に対し、それぞれ督促状を発した。
- 3 処分庁は、令和2年9月10日（以下「先行差押処分日」という。）、完納されていなかった別表1の先行差押処分日における滞納市徴収金の欄に掲げる本税及び延滞金（以下「本件当初滞納徴収金」という。）を徴収するため、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第373条及び第702条の8並びに神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号。以下「条例」という。）第17条に基づき、別紙物件目録1及び2記載の不動産を差し押さえた（以下「先行差押処分」という。）。
- 4 処分庁は、令和2年9月25日、審査請求人につき先行差押処分がされたことにより、法第13条の2第1項第1号及び条例第8条第1項第1号に該当し、その納期限においてその全額を徴収することができないと認めたた

め、別表2の市税の区分の欄に掲げる市徴収金について、同表の当初の納期限の欄に掲げる日から同表の変更後の納期限の欄に掲げる日に変更し、繰上徴収をすることとし、法第13条の2第3項及び条例第8条第3項の規定に基づき、審査請求人に告知した（以下「本件繰上徴収決定処分」という。）。

5 処分序は、令和2年10月9日、完納されていなかった本件当初滞納徴収金及び本件繰上徴収決定処分に係る市徴収金（以下「本件繰上徴収金」という。）を徴収するため、法第373条及び第702条の8並びに条例第17条に基づき、別紙物件目録1及び2記載の不動産について参加差押をするとともに、本件当初滞納徴収金及び本件繰上徴収金を徴収するため、別紙物件目録3から13まで記載の不動産を差し押さえ、同日付け神[ ]号差押書を審査請求人に送達した上で、その旨を登記した（以下「本件処分」という。）。

6 審査請求人は、令和2年10月15日、本件当初滞納徴収金を納付した。

7 審査請求人は、令和2年10月22日、同月20日付け審査請求書により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

### 第3 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

賃貸マンションの賃貸募集時に登記簿謄本を添付するため差押があれば、賃貸募集が出来ない（営業妨害）。滞納分は、納付済みです。審査請求書提出時点では、滞納は、ありません。

(1) 滞納が無いのに差押をするのは、おかしい。

問題あり。

(2) コロナ禍の現在、収入が減り収支に苦しんでいる中、固定資産税の3期4期分を9月30日に繰り上げするのも問題あり。

(3) 滞納金を納付し、滞納が無い状態であれば、即日、解除すべきであり、3期分4期分の繰り上げを取り消すべきである。

## 2 審査庁

本件審査請求は理由がないため、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

### 第4 審理員意見書の要旨

#### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

#### 2 審理員意見書の理由

(1) 審査請求人は、市税の滞納がなかったにもかかわらず、処分庁が本件処分を行ったと主張している。

しかしながら、本件処分が行われた令和2年10月9日の時点で、審査請求人は、本件当初滞納徴収金及び本件繰上徴収金の支払いを怠っていたと認められるから、審査請求人の上記主張には理由がない。

(2) この点、審査請求人は、新型コロナウイルスで収入が減少しているにもかかわらず本件繰上徴収決定処分を行ったことは問題であると主張している。

しかしながら、本件繰上徴収決定処分は法第13条の2第3項及び条例第8条第3項の規定に基づき行われたものであり、違法なもののはいえない。また、新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があり市税の納付をすることができない場合には、法第15条及び条例第9条の2が規定する徴収猶予制度の適用を受ける余地があり、所定の要件を充たせば、市税の徴収の猶予を受けることが可能とされていることからすると、仮に審査請求人について新型コロナウイルスの影響で事業等に係る収入が減少しているという事情があったとしても、そのことのみを理由に本件繰上徴収決定処分やこれに続く本件処分が不当ということもできない。

(3) また、審査請求人は、本件当初滞納徴収金を納付した場合には、本件

繰上徴収決定処分を取り消すべきであるとも主張している。

しかしながら、審査請求人が本件当初滞納徴収金を後に納付していたとしても、一旦行った本件繰上徴収決定処分を取り消すべき法令上の根拠はなく、審査請求人の上記主張には理由がない。

(4) この他本件処分を違法又は不当と判断すべき事情は、認めらない。

## 第5 調査審議の経過

令和3年6月25日 第1回審議

令和3年7月29日 第2回審議

令和3年8月26日 第3回審議

令和3年9月30日 第4回審議

## 第6 審査会の判断

### 1 本件に係る法令の規定について

(1) 法第13条の2第1項及び条例第8条第1項の規定により、同項各号のいずれかに該当するときは、地方団体の長は、既に納付の義務の確定した地方団体の徴収金で、その納期限においてその全額を徴収することができないと認められるものに限り、その納期限前においても、その繰上徴収をすることができるものとされている。

(2) また、固定資産税及び都市計画税の滞納については、法第373条第1項及び第702条の8並びに条例第17条の規定により、滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る各地方税に係る徴収金を完納しないときは、市町村の徴税吏員は、滞納者の財産を差し押さえなければならないとされている。

### 2 本件繰上徴収決定処分及び本件処分の適法性

(1) 本件繰上徴収決定処分は、市徴収金がその当初の納期限においてその全額を徴収することができないと認められたため、法第13条の2第3項及び条例第8条第3項の規定に基づき行われたものであり、法令に基づ

き適正に行われており、違法なものとは言えない。

(2) また、本件処分は、審査請求人が本件当初滞納徴収金及び本件繰上徴収金の支払いを納期限までに完納しておらず、処分庁より督促状が送達された後に10日経過しても完納しなかったため、令和2年10月9日、処分庁は法第373条、第702条の8及び条例第17条に基づき行われたものであり、法令に基づき適正に行われていることが認められる。

### 3 審査請求人の主張の検討

(1) 審査請求人は、新型コロナウイルスで収入が減少しているにもかかわらず本件繰上徴収決定処分を行ったことは問題であると主張している。

この点、新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があり市税の納付をすることができない場合には、法第15条及び条例第9条の2が規定する徴収猶予制度の適用を受ける余地があり、所定の要件を充たせば、市税の徴収の猶予を受けることが可能とされていることからすると、仮に審査請求人について新型コロナウイルスの影響で事業等に係る収入が減少しているという事情があったとしても、そのことのみを理由に本件繰上徴収決定処分やこれに続く本件処分が不当ということもできない。

(2) さらに、審査請求人は、本件当初滞納徴収金を納付した場合には、本件繰上徴収決定処分を取り消すべきであると主張している。

しかしながら、審査請求人が本件当初滞納徴収金を後に納付したとしても、一旦行った本件繰上徴収決定処分を取り消すべき法令上の根拠はなく、審査請求人の上記主張には理由がない。

### 4 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

### 5 結論

よって、本件処分は違法又は不当であるとはいえないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

神戸市行政不服審査会

会長　水谷恭子

委員　興津征雄

委員　大原雅之

委員　西上治

(別紙) 物件目録

1 土地

不動産番号

所 在

地 番

地 目 宅地

地 積 454.55m<sup>2</sup>

2 建物

不動産番号

所 在

家屋番号

種類 共同住宅・店舗

構造 鉄筋コンクリート造スレート葺 4階建

床面積 1階 245.92m<sup>2</sup>

2階 221.70m<sup>2</sup>

3階 221.70m<sup>2</sup>

4階 216.90m<sup>2</sup>

3 土地

不動産番号

所 在

地 番

地 目 宅地

地 積 1,010.14m<sup>2</sup>

#### 4 建物

不動産番号   
所在   
家屋番号   
種類 共同住宅  
構造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2階建  
床面積 1階 127.87m<sup>2</sup>  
2階 127.87m<sup>2</sup>

#### 5 建物

不動産番号   
所在   
家屋番号   
種類 共同住宅  
構造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2階建  
床面積 1階 127.87m<sup>2</sup>  
2階 127.87m<sup>2</sup>

#### 6 土地

不動産番号   
所在   
地番   
地目 宅地  
面積 762.71m<sup>2</sup>

7 土地

不動産番号

所 在

地 番

地 目 宅地

地 積 702.47m<sup>2</sup>

8 土地

不動産番号

所 在

地 番

地 目 宅地

地 積 37.59m<sup>2</sup>

9 土地

不動産番号

所 在

地 番

地 目 宅地

地 積 94.85m<sup>2</sup>

10 土地

不動産番号

所 在

地 番

地 目 田

地 積 1,084m<sup>2</sup>

11 土地

不動産番号

所在地 在

地番

地目 田

地積 81m<sup>2</sup>

12 土地

不動産番号

所在地 在

地番

地目 田

地積 763m<sup>2</sup>

13 土地

不動産番号

所在地 在

地番

地目 田

地積 964m<sup>2</sup>

(別表1)

市税の区分	通知書番号	賦課された税額	納期限	督促状発送日	先行差押処分日における滞納市徴収金	
					本税	延滞金
固定資産税及び 都市計画税 平成31年度第4期	[ ]	207,000円	令和2年 3月2日	令和2年 4月1日	207,000円	法及び条例の 規定による金額
固定資産税及び 都市計画税 令和2年度第1期	[ ]	210,600円	令和2年 4月30日	令和2年 5月29日	210,600円	法及び条例の 規定による金額
固定資産税及び 都市計画税 令和2年度第2期	[ ]	207,000円	令和2年 7月31日	令和2年 8月28日	207,000円	法及び条例の 規定による金額

(別表2)

市税の区分	通知書番号	賦課された税額	当初の納期限	変更後の納期限
固定資産税及び都市計画税 令和2年度第3期	[ ]	207,000円	令和2年 12月25日	令和2年 9月30日
固定資産税及び都市計画税 令和2年度第4期	[ ]	207,000円	令和3年 3月1日	令和2年 9月30日

